(B)　申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、役員名簿、組合員名簿を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。この場合において、審査対象者のうちに一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をしていない者があるときは、当該審査対象者に係る５(1)（建設工事）①に掲げる項目について記載した書類を提出すること。

（測量・調査及び建設コンサルタント等）

①　測量等実績調書
②　技術者経歴書
③　営業所一覧表
④　登記事項証明書（法人の場合）又はその写し
⑤　登録証明書等又はその写し
⑥　財務諸表類
⑦　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は(その３の２)、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は(その３の３)）

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

(3)　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書、添付書類は、日本語で作成すること。
②　申請書、添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

４　競争に参加することができない者

（建設工事）

次の①から⑥までに掲げる者。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第１第１号の２に規定する審査基準日が平成21年６月30日以後のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に当たっては告示第１第１号の２に規定する審査基準日が申請をする日の１年７月前の日以後のもの。）を受けていない者
⑥　経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤までに該当する者を含むもの

（測量・調査及び建設コンサルタント等業務）

次の①から⑤までに掲げる者。

①　予決令第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量及び建設コンサルタント等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

５　競争参加者の資格及びその審査

競争参加者の資格審査は、下記の項目について点数を付与し算定した総合数値をもって行う。

（建設工事）

希望工事種別ごとに次の①に掲げる客観的事項の項目及び②に掲げる特別事項の項目について点数を付与する。

①　客観的事項

イ　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第１第１号の１に規定する当期営業年度開始日の直前２年又は３年の各営業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高
ロ　告示第１第１号の２に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。）において建設業に従事する職員で告示第１第３号の１(ｲ)から(ﾇ)までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員に技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとする。）
ハ　告示第１第３号の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高
ニ　告示第１第１号の２及び３、第２号並びに第４号に規定する項目（これらの規定中「審査基準日」とあるのを「客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいう。）

②　特別事項

イ　定期の資格審査を行う直前の10月１日（以下「特別事項の審査基準日」という。）の前日までの４年間に完成した工事成績等
ロ　定期の資格審査を行う直前の12月１日の港湾工事用保有船舶能力（港湾土木工事及び港湾等しゅんせつ工事に限る。）

（測量・調査）

次の①に掲げる客観的事項の項目及び②に掲げる特別事項の項目に点数を付与する。

①　客観的事項

イ　申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（以下「測量等審査基準日」という。）の直前２年の各事業（営業）年度の測量調査の年間平均実績高
ロ　測量等審査基準日の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額
ハ　測量等審査基準日の前日における事業に従事する職員の数
ニ　直前決算における流動比率
ホ　直前決算における自己資本固定比率
ヘ　直前１年における総資本純利益率
ト　測量等審査基準日までの営業年数

②　特別事項　特別事項の審査基準日の前日までの２年間に完成した測量調査の工事成績等

（建設コンサルタント等）

次に掲げる客観的事項の項目について点数を付与する。

イ　測量等審査基準日の直前２年の各事業（営業）年度の建設コンサルタント等の年間平均実績高
ロ　直前決算における自己資本額
ハ　測量等審査基準日の前日における事業に従事する職員の数
ニ　直前決算における流動比率
ホ　測量等審査基準日までの営業年数

６　資格審査結果の通知

「資格決定通知書（港湾空港関係）」により通知する。

７　資格の有効期間

競争参加資格の有効期間は、資格決定の日から平成25年３月31日までとする。

８　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所

別記２に掲げる地方整備局の閲覧窓口とする。

９　その他

(1)　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

(2)　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下、「更生手続等開始決定者」という。）は、各部局の長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。